

特定労務管理対象機関の指定について

健康医療福祉部医療政策課

医師の働き方改革について

□ 制度概要

- ・ 時間外労働の上限規制および健康確保措置の適用

□ 特例水準指定に係るフロー・進捗状況

- ・ 特例水準指定に係る手続きフロー
- ・ 県内医療機関の進捗状況

医師に対する時間外・休日労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024年4月～)

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスク・シフト/シェアの推進

複数主治医制の導入

業務効率化・職場環境改善の推進

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革、医師への周知啓発（研修等）
- ・補助金による支援 等

2024年4月以降の制度概要

2024年4月以降の制度概要

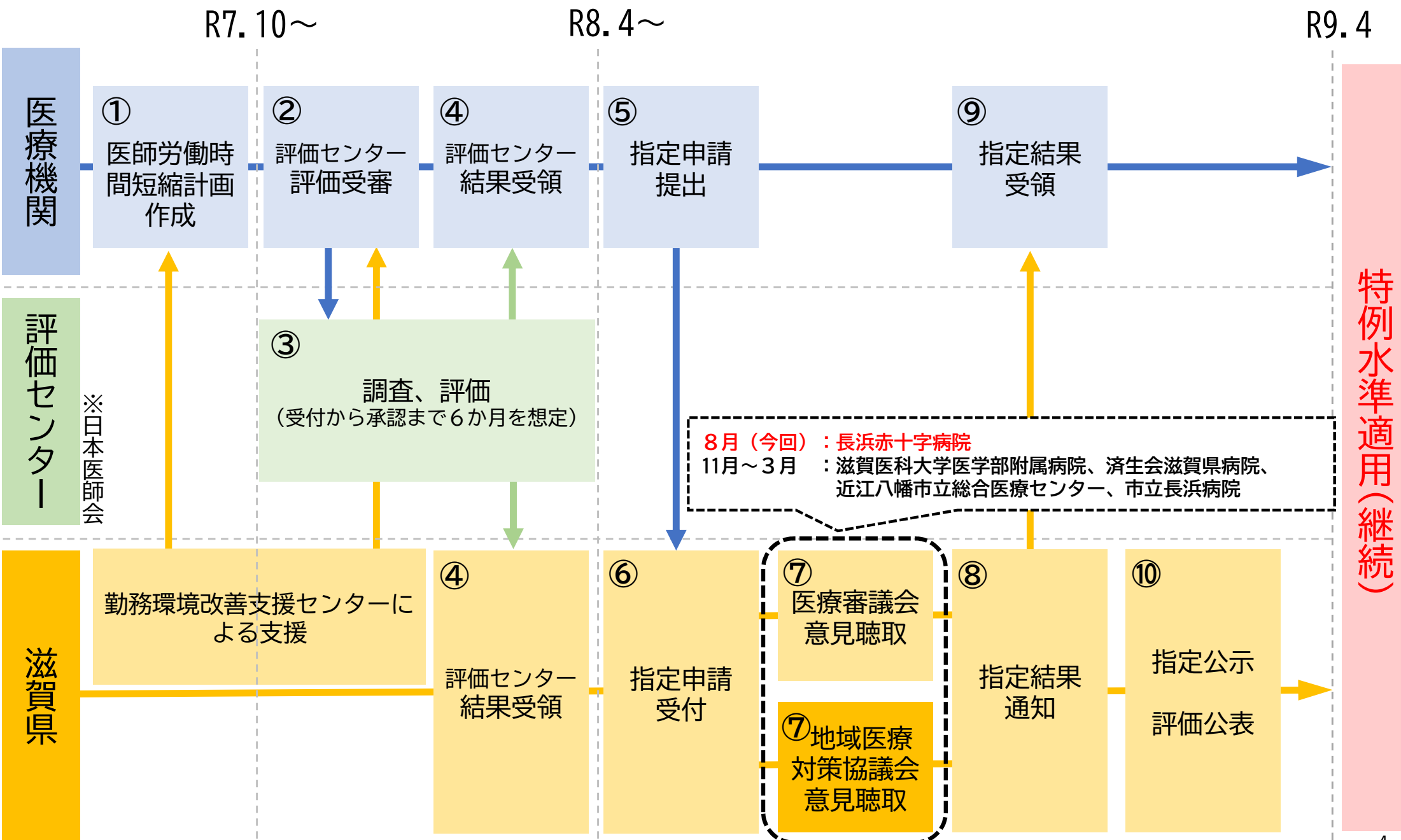
水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間	追加的健康確保措置	
				面接指導	休息時間の確保
一般則		—	(原則) 360時間 (例外) 720時間	—	—
勤務医の上限規制	A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間	義務	努力義務
	連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)		義務
	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間		
	C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間		
	C-2水準	高度な技能の修得のため			

医師の健康確保

<面接指導> 健康状態について、研修を受けた医師がチェック

<休息時間の確保> 勤務間インターバル規制と代償休息の確保

特例水準指定(更新)に係る手続きフロー



県内医療機関の進捗状況（令和8年7月末時点）

特定労務 管理対象機関 (R6～R8)	特例水準				評価センター		滋賀県			
	B	連携B	C－1	C－2	申請	評価	申請	意見徴取		指定通知 (R9.4.1から適用)
								医療審	地対協	
大津赤十字病院	○				更新予定なし					
滋賀医科大学 医学部附属病院		○								
済生会滋賀県病院	○									
滋賀県立総合病院	○				更新予定なし					
近江八幡市立 総合医療センター	○									
長浜赤十字病院	○									
市立長浜病院	○									

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準

- 全水準共通
 - ・ 医療勤務環境評価センターによる評価結果
- 特例水準毎 ※今回指定分にはない連携B、C-1、C-2水準は省略
 - ・ B水準

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準（全水準共通）

	指定要件	確認方法(書類)
1	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。	
	● 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
	● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項 がすべて記載されていること。	労働時間短縮計画(案)
2	医療法の規定により必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと。	様式第5号(誓約書) ※別途、県から労働局に対し照会を行い確認します。
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

医療勤務環境評価センターによる評価

【全体評価(5分類)】

判定	評価コメント
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
△	労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

【評価の取扱い】

- 「○」…指定要件を満たす。
- 「△」…指定を行う際は、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点から特例水準の指定の必要性を総合的に勘案して、医療審議会において審議を行う。

特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準（B水準）

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 地域周産期母子医療センター 周産期協力病院	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 滋賀県がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療高度中核拠点病院 滋賀県がん診療広域中核拠点病院 滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	検討を要するため、滋賀県医療政策課あて要相談	
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連) 労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および 地域医療対策協議会 で審議

特定労務管理対象機関（B水準）の指定について

- 長浜赤十字病院

長浜赤十字病院（審査結果および指定判断）

【全水準共通】

- 医療機関勤務環境評価センターの全体評価は、「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる」の評価。
- 労働時間短縮計画(案)に必要な事項が全て記載されている。

【B水準】

- B水準の審査基準をすべて満たす。
 - 36協定において、年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在することを確認。
 - 三次救急医療機関および地域周産期母子医療センターとして、地域の医療提供体制を維持し、保健医療計画や地域医療構想を実現するためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことを確認。

以上から、

特定労務管理対象機関（B水準）として引き続き指定

長浜赤十字病院（全水準共通）

【医療機関勤務環境評価センターによる評価結果】

- ❑ 全体評価:「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる」(資料1－2,P14 参照)
- ❑ 個別項目評価(全88項目):1項目が「未達成」の評価
[No. 87]職員満足度調査において、B水準医師を識別する項目を設けていない。
→ 次回実施時から調査票を改善して実施することを確認。

【労働時間短縮計画(案)】

- ❑ 必要事項が全て記載されている。(資料1－2,P4～12 参照)

	指定要件	確認方法(書類)
1	医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「労働時間短縮計画」という)の案が作成されており、作成された計画が下記の要件のいずれも満たすこと。	
	● 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
	● ①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項 がすべて記載されていること。	労働時間短縮計画(案)
2	医療法の規定により必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと。	様式第5号(誓約書) ※別途、県から労働局に照会し確認
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

【病院機能および長時間労働となる理由】（資料1－2, P3 参照）

□ 三次救急医療機関

- 救命救急センターとして、湖北・湖東圏域を中心に、二次救急医療機関で対応できない重篤な救急患者を24時間365日体制で対応。
- 年間4609件の救急車を受け入れ、うち夜間・休日等の時間外の受け入れが全体の約8割を占める。
- 整形外科では、救急患者の緊急手術のため、休日や夜間の呼び出し、時間外にまたがる手術等も多く、時間外勤務が長時間となる傾向にある。

□ 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関（周産期医療を担う医療機関）

- 地域周産期母子医療センターとして、湖北・湖東圏域の周産期医療の中核を担っている。
- 産婦人科では年間591件の分娩を行っており、昼夜問わず分娩対応や呼び出しが多く、時間外勤務が長時間となる傾向にある（救急受診も年間357件）。

	指定要件	例	確認方法(書類)
1	次のいずれかの医療機関に該当すること。		
	● 三次救急医療機関	救命救急センター	不要
	● 二次救急医療機関(年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る)	救急告示病院 病院群輪番制参画病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類 (病床機能報告における報告内容の写し等)
	● 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	● 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関		
	・ 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)	精神科救急医療輪番病院	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ 小児専門医療を担う医療機関	小児救急医療支援事業参加病院	不要
	・ 周産期医療を担う医療機関	周産期母子医療センター 地域周産期母子医療センター 周産期協力病院	不要
	・ 災害医療を担う医療機関	災害拠点病院	不要
	・ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された医療機関	—	不要
	・ 高度のがん治療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 滋賀県がん診療連携拠点病院 滋賀県がん診療高度中核拠点病院 滋賀県がん診療広域中核拠点病院 滋賀県地域がん診療連携支援病院	不要
	・ 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	—	左記の要件を満たすことが確認できる書類
	・ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関	—	要検討
2	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。		別添1(様式第1号関連)労働時間短縮計画(案)
3	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(県医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。		医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。